

稅務弘報 | 6

Taxation Business Review
VOL.54/NO.6

CONTENTS

[巻頭言] 個人投資家と証券税制改革 大崎貞和・2

(巻頭論文) 会社法と税理士の社会的役割 田中 治・8

第1
特集

新「同族会社」規定をめぐる稅務問題

- 同族会社の新判定基準 山元俊一・16
- 留保金課税の改正 吉田恵子・22
- 実質一人会社の役員報酬 山田啓之・26
- 新税制下の事業承継 奥田周年・32

[実務解説] 新「信託法」と稅務 杉本 茂・金子 勲・46

- 18年度改正後のDESの稅務ポイント 長岡栄二・大野貴史・39
- ソフトウェア実務対応報告に伴う会計・稅務の留意点 高橋秀法・141
- 非永住者制度の改正と実務対応 石塚洋一・60
- 設備投資に活用する生命保険 大沢幸雄・土屋清人・天野俊裕・86

- 6月稅務・労務の手続き 4
- 稅務・税制ニュース&トピックス 6
- 所長と社員の「稅金ニュース」フリートーク 井上 修・14
- 最新稅法判例紹介 161

(国税月報) 消費税法基本通達等の一部改正 他



設備投資に活用する 生命保険

大沢幸雄

大成建設株式会社FM推進部長・工学博士

土屋清人

税理士法人アドヴァンス会計・税理士

天野俊裕

天野税理士事務所・税理士

1 設備投資に活用できる生命保険

日本経済を支える大黒柱の1つに設備投資がある。この設備投資のうち、法人企業の存続に重要な位置を占める建物・設備等に生命保険を活用する手法（以下「償却資産プラン」という）は、あまり知られていない。

この償却資産プランは、法人税等という代価性のないキャッシュアウトを修繕積立金に配分することによって成立する。

このような償却資産プランを設定できる背景としては、建物・設備等の維持管理には、大規模修繕が必要不可欠なものであり、その時に必ず旧建物等の除却損が生じるという事実がある。

後述するが「償却資産管理システム」を用いれば、大規模修繕を前もって長期修繕計画に織り込むことができる。つまり、大規模修繕の予算を事前に把握できるだけでなく、旧建物・旧設備の不必要的部分の除却損を正確に計算することができるため、その予算額に匹敵する生命保険の解約返戻金をセッティングすることにより、その解約返戻金を修繕積立金として活用できるわけである。

このポイントは、前回（2006年2月号）「償却資産管理システムと公平な決算報告」の中で

説明した「償却資産管理システム」と「長期修繕計画」である。これらなくして建物・設備等に生命保険を活用することはできない。

本稿では、この償却資産管理システムを用いて、如何に償却資産プランを作成し、その結果どのような効果がもたらされるのかを検証する。

なお、本研究をすすめていくにあたり、ここに用いられる生命保険の商品（遙増定期保険）は、全額損金計上のものではなく、1／2損金計上、1／4損金計上のものが望ましいということがわかった。

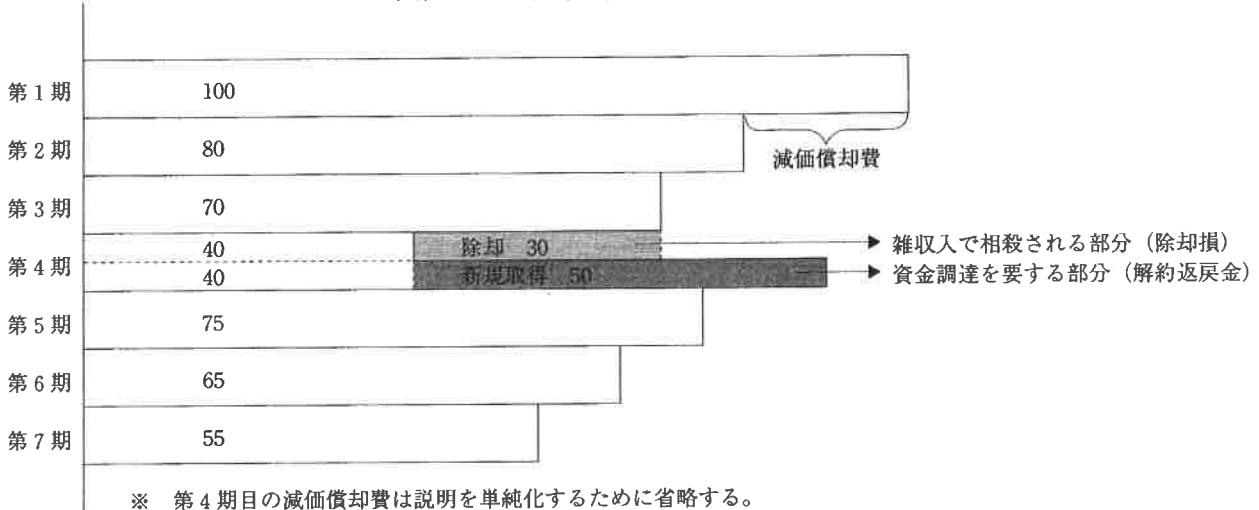
今般、生命保険を取り巻く環境は、全額損金計上に対して厳しくなっている。その点からも、償却資産プランは、企業にとって非常にメリットのある新しいノウハウである。

2 債却資産プランのポイント

はじめに償却資産プランをわかりやすく説明する。図表1「建物等の除却と増加のポイント」を参照されたい。これは、ある法人企業の各決算期における建物の推移に関して、その除却（減少）と取得（増加）とを図示したものである。

この図表によると、第1期目に建物等100を新規に取得して、それ以後、減価償却費を毎期

図表1 建物等の除却と増加のポイント



計上していくことにより、減価償却累計額を差し引いた建物の未償却残高は順次減少していく。したがって、第1期目の減価償却20を差し引いた80が、第2期末時点での建物の未償却残高となる。

ここで注視して頂きたいのは、第4期目である。第4期目は、除却と改装の2つの現象が同時に展開される。その現象が、建物の未償却残高にどのような影響を及ぼすか示すために、第4期目は2段となっている。先ず1段目が旧資産の部分を示す。改装のため建物等30を除却したため、実線の40になっている。2段目は新たに改築取得した部分を示す。今度は改装にともない、新たに増築した建物50が加わり90となる。

よって、第4期の建物の未償却残高は40と50を合わせた90となる。償却資産プランは、この新たに加わる建物50の資金を、生命保険の解約返戻金で調達することが、一つの眼目である。つまり生命保険を修繕積立金の替わりに活用するものである。

また、第4期目の1段目の建物等30の除却対象部分と、2段目の改装にともない新たに増築した建物等50とが重なった部分が、除却損 \geq 雑収入(除却損が雑収入と同額かそれ以上の場合)であれば、その部分を相殺することができるため、その部分には課税関係は生じない。つまり、

償却資産プランを構築する場合、解約時に雑収入に計上すべき金額を、除却損の金額と同額となるように設定する必要がある。そうすることにより生命保険を最大限に活用できるわけである。

ただし、償却資産プランでは修繕のための資金の額と除却損の額とが一致することはほとんどない。この点を考慮に入れると、償却資産プランにおける生命保険としては、全額損金タイプのものよりも、1/2損金タイプないし1/4損金タイプのものの方が適していることになる。全額損金タイプの取扱いの動向が懸念されている昨今、この償却資産プランは、その問題を大きくクリアにすることができるわけである。

法人企業にとっては役員・従業員等の人的資源だけではなく、同様に建物・設備等の物的資源もまた重要不可欠なことはいうまでもない。法人企業を契約者・受取人にするからこそ、企業防衛の視点で生命保険を活用することができるわけである。なお、この償却資産プランに適している生命保険は遞増定期保険であり、全損タイプではなく1/2損金タイプ、1/4損金タイプの方が望ましい。その特性とその活用の仕方を次に見ていく。

3 遷増定期保険のチェックポイント

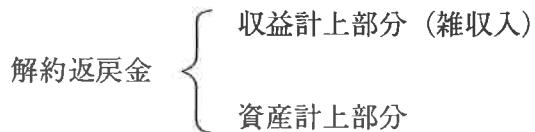
次に図表2「遷増定期保険のチェックポイント」を参照されたい。

図表2 遷増定期保険のチェックポイント

保険料 経費割合	雑収入 割合	資産割合	解約 返戻率
全損100%	100%	0	約80% 前後
1／2 損金	1／2 損金	1／2 資産	約100% 前後
1／4 損金	1／4 損金	3／4 資産	100から 120%前後

※ 生命保険会社により異なる。

償却資産プランにおいて、生命保険の解約返戻金を活用する場合の重要な点は、その大規模修繕に必要な資金に匹敵する額を解約返戻金で準備しておかなければならぬということである。また、その解約返戻金は、下記のように収益計上部分と資産計上部分との2つからなっているため、収益計上部分が除却すべき金額を超えないようにすることによって、課税を回避することができる。そのため、解約返戻率を視野に入れ、どの損金タイプを選定するかがポイントである。



基本的に全額損金タイプは図表2に示されているように、雑収入の割合が100%であり、解約返戻率は100%に満たないため、償却資産プランには不向きである。

よって1／2損金タイプ、1／4損金タイプが良い。

4 1／2損金タイプと1／4損金タイプの選択ポイント

例えば、15年後に大規模修繕を行うにあたり、その費用として1億円を遷増定期保険の解約返戻金で調達する場合、1／4損金タイプと1／2損金タイプではどのように違うかを検証する。

下記の例では、それぞれ15年後に解約返戻金が約1億円になるように設定しており、契約者・受取人は法人、被保険者は55歳男性（取締役員）とする。

図表3「1／4損金タイプの実質返戻率及び解約返戻金の内訳の推移」と図表4「1／2損金タイプの実質返戻率及び解約返戻金の内訳の推移」を見比べて頂きたい。

決定的な図表の違いは、横軸の保険の契約期間である。1／4損金タイプの図表3は44年間に及ぶが、1／2損金タイプの図表4は25年間で終了する。しかし、どちらも15年後の解約返戻金は約1億円を示していることがわかる。つまり、どちらの場合も、保険を解約すれば1億円を調達することができる。

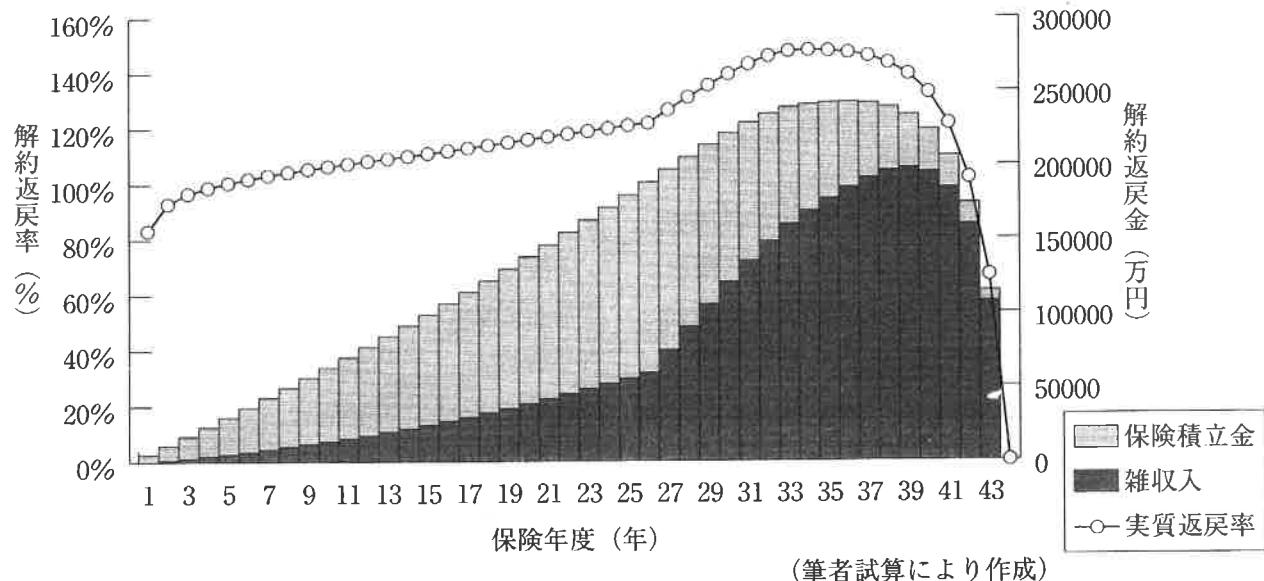
基本的に、償却資産プランは大規模修繕に必要な資金を解約返戻金で調達することが1つのテーマとなるため、はじめに大規模修繕の予算金額を解約返戻金額でフィックスさせる。そのため、保険の解約返戻金額や解約返戻率がMAXにより近いこと、所謂マックス至上主義が、最優先されるわけではない。

最優先すべき事項は、大規模修繕に必要な資金を解約返戻金で調達することである。

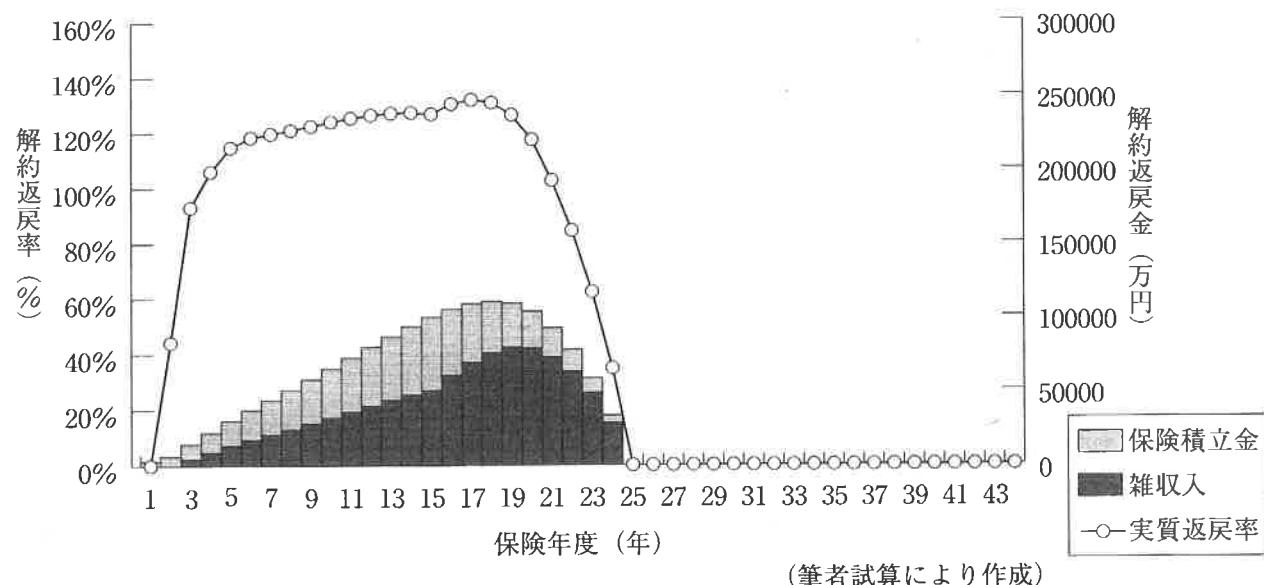
それでは、1／4損金タイプもしくは1／2損金タイプを選択するポイントは何か。それは、解約返戻金に占める雑収入金額による。

それぞれの図表の15年のところの雑収入の色分けを見て頂ければわかるが、1／4損金タイプの方が、解約返戻金に占める雑収入金額が少なく、1／2損金タイプは大きい。つまり、

図表3 1/4 損金タイプの実質返戻率及び解約返戻金の内訳の推移



図表4 1/2 損金タイプの実質返戻率及び解約返戻金の内訳の推移



1/4 損金タイプもしくは1/2 損金タイプを選択する場合のポイントは、解約返戻金に占める雑収入金額にある。

基本的に大規模修繕にともなう除却等の金額が大きい場合は、1/2 損金タイプを用いて、除却等の金額が少ない場合は、1/4 損金タイプを用いるわけである。

解約返戻金に損金性を加味した実質返戻率、つまり節税という視点では、1/4 損金タイプ

と全額損金タイプを比較すると、1/4 損金タイプはメリットが無いように思われるかもしれない。しかし、この償却資産プランを使用する修繕・改築・リニューアルは、1つの場所で1回限りのものではない。修繕・改築・リニューアルは、10年から15年の周期で継続的に行われるものである。そのビルが20階建てであれば、さまざまな階で修繕等が、10年から15年の周期で継続的に行われる。それだけではない。グル

ープ企業であれば、全国各地にビル等を所有しているため、その波及効果は1／4損金タイプでも絶大であることがわかる。1／2損金タイプの効果の絶大さは、いうまでもない。

5 法的根拠

次に償却資産プランに通増定期保険が活用できる法的根拠を明確にする。ここで一番肝要な点は、法人における支払保険料の取扱いの問題である。この点については、法人税基本通達9-3-4、9-3-5において、法人が自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む）を被保険者とする生命保険で、死亡保険金の受取人が当該法人の場合の処理の仕方が明確に示されている。

法人税基本通達9-3-4においては、資産性のある保険（養老保険）についての処理について明記されている。すなわち、「法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする養老保険に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。」「(1)死亡保険金及び生存保険金の受取人が当該法人である場合、その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。」

また損金性のある保険（定期保険）については、法人税基本通達9-3-5において明記されている。すなわち、「法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人を被保険者とする定期保険に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。」「(1)死亡保険金の受取人が当該法人である場合、その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。」

以上のように、法人が償却資産プランにおい

て生命保険を活用することに関して、問題がないことがわかる。

通増定期保険や長期平準定期保険に関しては、昭和62.6.16直法2-2（平成8.7.4課法2-3により改正）により、別途定められている。この背景には、昨今、保険期間が長期にわたる定期保険や、保険期間中に保険金額が通増する定期保険が販売されているためである。それ故、このような保険は、定期保険であっても支払保険料も平準化されているものであるが、保険期間の前半における支払保険料の中には、保険期間の後半における保険料に充当される部分、すなわち前払部分の保険料が相当多額に含まれている。直法により別途定められているわけである。

次に、償却資産プランの手順を見ていく。

6 長期修繕計画書に基づいた大規模修繕の重要性

建物・設備等の改装・改築に生命保険を活用する際に、最も重要なものが長期修繕計画書である。

退職金に生命保険を活用するシステムでいうと、長期修繕計画書は退職金規定に該当する。

つまり、長期修繕計画書なくして建物・設備等に関して生命保険を活用することはできないといつても過言ではない。

その理由は2点ある。第1に、恣意性の排除である。建物・設備等の修繕（改装・改築）が突発的に行われたものではなく、当初からの計画に基づいて行われていることの証拠であり、安易に節税対策のものではなく、法人存続を導く重要な経営戦略であることの立証物となる。

第2に、修繕費の概算の見積りである。実際、建物・設備等の修繕を行う場合は、高額な資金が必要となるため、場合によっては運転資金に多大な影響を及ぼすことになる。そのため、具体的にどの部分を、どのくらいのサイクルで、どの程度の規模で改装・改築するのかを決定し

た上で、どのくらいの予算が必要となるのかを事前に把握する必要がある。そのため、建物の物理的耐用年数等を基盤にした計画書の作成が必要不可欠である。

長期修繕計画書は、退職金規定のように一定のサンプルがあるわけではなく、1つ1つがそれぞれの建物固有の特徴を反映したものでなければならない。そのため、作成に当たっては相当な時間・労力・技術・経験等を要することになる。

それでは、次に長期修繕計画書を作成するための手順を見ていく。

7 債却資産管理システムが必要不可欠

建物や設備等の償却資産を取得した場合、実務家の多くは、会計慣行として建物を建物勘定に一括で計上管理するのが通例であろう。

極端な例でいえば、1,050,000,000円の建物や建物附属設備を購入した場合、

(建物) 735,000,000	(預貯金) 1,050,000,000
(建物附属設備) 315,000,000	

上記の仕訳で終了しているのではないか。

それでは資産の取得時に上記のような仕訳を切り、その数年後に、竣工時のタイルの床を高価な御影石に変更した場合を想定する。

この場合、建物の取得時においてタイルを建物勘定に含めて一括計上管理していたら、そのタイルの金額を除却損として処理することができない。

そこで重要な点は、一つ一つの資産のパーツを、特定の場所の情報を具備した資産として捉えることによって、それぞれを個別の資産に区分することが重要となる。

それを具現化したものが、償却資産管理システムである。この「償却資産管理システム」については前回「償却資産管理システムと公平な決算報告」の中で説明しているので、それを参照されたい。

8 長期修繕計画にともなう財務計画が償却資産プラン

長期修繕計画の次に重要なものが、長期修繕計画に沿った建物・設備等の管理にともなう財務計画である。資金的な裏づけという意味での財務計画が必要である。建物・設備等のライフサイクルという非常に長期的な視点で計画が立てられているため、その計画には一定の財務上の措置が必要である。いかに個々の建物・設備等の特徴や利用状況をつぶさに調査して、完璧な修繕計画を立てられたとしても、それらの計画を実行に移すべき時点において、そのための資金を実際に調達することができなければ、まったく意味のないものとなってしまう。特に、除却にともなうリニューアル設備の更新には、莫大な設備投資のための資金が必要となる。さらには、この償却資産プランを用いることによって、除却が発生した年度においては多額の除却損が計上されることになる。仮に新規の設備投資が行われた時点において、企業の経営戦略上、次の修繕・除却がある程度予想することができるのであれば、その修繕・除却にともなう資金の流出や損益の発生の影響をそれらが行われた会計年度にのみ負担させるべきではない。

その点から、生命保険の解約返戻金を活用した償却資産プランが財務計画の代替的役割を担う。

9 債却資産プランの例示

事務所賃貸ビルの大規模修繕の詳細情報

建物・設備等の全体の取得価額 1,000,000,000円

〈内訳〉

- ・建物本体 700,000,000円
- 内装 100,000,000円
- 電気設備 200,000,000円

※ ○印は15年後に大規模修繕により取壊しが予

定されている部分

※ 15年後の大規模修繕の取得価額

内装 125,000,000円

電気設備 240,000,000円

※ 除却資産の見積売却額はゼロ円。15年後の決算期末に除却。

① 15年後に除却すべき金額

内装 100,000,000円 ⇒ 73,000,000円

(法定耐用年数50年 定額法)

電気設備 200,000,000円 ⇒ 20,106,631円

(法定耐用年数15年 定率法)

合計除却金額 93,106,631円

② 必要な解約返戻金額(大規模修繕金額)

内装 125,000,000円

電気設備 240,000,000円

合計金額 365,000,000円

③ 生命保険の諸条件と15年後の解約返戻金額

(1/4 損金タイプ)

(A)生命保険の種類 通増定期保険 基本保険金
1億円

契約者 法人／被保険者 取締役 (55歳)／

受取人 法人

図表5 解約返戻金額および返戻率 55歳 (単位:万円)

経過年数	累計保険料	実質負担累計	資産計上額累計	解約返戻金	単純返戻率	実質返戻率
15	17,150	15,397	12,862	17,112	99.7	111.1

(筆者試算により作成)

(B)生命保険の種類 通増定期保険 基本保険金
1億円

契約者 法人／被保険者 取締役 (50歳)／

受取人 法人

図表6 解約返戻金額および返戻率 50歳 (単位:万円)

経過年数	累計保険料	実質負担累計	資産計上額累計	解約返戻金	単純返戻率	実質返戻率
15	16,089	14,445	12,066	16,321	101.4	112.9

(筆者試算により作成)

(C)生命保険の種類 通増定期保険 基本保険金
1900万円

契約者 法人／被保険者 取締役 (50歳)／
受取人 法人

図表7 解約返戻金額および返戻率 50歳 (単位:万円)

経過年数	累計保険料	実質負担累計	資産計上額累計	解約返戻金	単純返戻率	実質返戻率
15	3,056	2,743	2,292	3,100	101.4	113

(筆者試算により作成)

都内にあるこの某事務所賃貸ビルは、取得後15年が経過した時点で、大規模修繕を行うことになった。この事務所ビルの取得価額などの詳細事項は上記の通りである。

大規模修繕にともなって必要となる資金は、内装1億2,500万円、電気設備2億4,000万円の合計3億6,500万円である。

上記の例では、この3億6,500万円を解約返戻金で調達できるように通増定期保険を設定している。また今回の必要資金3億6,500万円を解約返戻金でまかなうために3名の被保険者を設定している。

そして、図表5「解約返戻金額および返戻率55歳」、図表6「解約返戻金額および返戻率50歳」及び図表7「解約返戻金額および返戻率50歳」を参照されたい。これは、保険加入から15年経過した解約返戻金額および返戻率を示したものである。これらの表によると、15年後の解約返戻金は(A)1億7,112万円、(B)1億6,321万円、(C)3,100万円の合計3億6,533万円になる。つまり、この1/4損金タイプの通増定期保険の解約返戻金によって、今回の大規模修繕に必要な資金3億6,500万円が調達できることがわかる。

それだけではない。この保険は、保険料の1/4が損金となるため、保険料の支払段階において税効果が生じることになる。たとえば図表5の場合、税効果を加味した実質返戻率は111.1%となり、現金・預金で修繕積立金を確

保するよりも生命保険を活用した方が、メリットがあることがわかる。

それを可能にしているポイントは、この保険の収入（雑収入部分）と旧建物等の除却損を相殺できる点である。償却資産管理システムを導入しているため、大規模修繕にともない除却すべき建物・建物附属設備の未償却残高を容易に把握することができる。その金額は、建物73,000,000円、設備20,106,631円の合計93,106,631円である。生命保険の収入部分は、合計9,313万円（下記仕訳の雑収入金額の合計額）となり、解約返戻金（雑収入）の部分が、建物・設備等の除却損により相殺され、解約にともなう課税関係は生じないことになる。

念のため、解約返戻金を得た時の仕訳をそれぞれ下記に示す。

図表5 の場合

(預貯金) 17,112万円	/	(保険積立金) 12,862万円
		(雑収入) 4,250万円

図表6 の場合

(預貯金) 16,321万円	/	(保険積立金) 12,066万円
		(雑収入) 4,255万円

図表7 の場合

(預貯金) 3,100万円	/	(保険積立金) 2,292万円
		(雑収入) 808万円

10 修繕積立金とはキャッシュフローの平準化

図表8 「建物・建物附属設備に関するキャッシュフローと損益の推移」を参照されたい。

はじめに、この図表の見方を説明する。これは先の事例において、各経過年度毎に行われる会計処理（仕訳）について、生命保険を活用しなかった場合（上段）と、活用した場合（下段）とを比較したものである。それぞれの表中の左にある「キャッシュ」の欄は、その取引（仕訳）がキャッシュの流入（イン）または流出（アウ

ト）をともなうものであることを意味している。したがって、設備投資や保険料の支払い、保険の解約に関しては、それぞれ「イン」ないし「アウト」と表示している。また、減価償却費や除却損はキャッシュの増減をともなわない取引であるので、「-」と表示している。

そして、「損益」の欄は、その取引が「費用」または「収益」の発生を伴う取引であることを示している。ここで注意して頂きたいことは、「費用等合計額①」の欄の各年度の額は、その年度にかかる法人税等の額に影響を及ぼすということである。たとえば、減価償却費の計上 자체はキャッシュの増減をもたらすものではないが、費用の計上によって利益の金額が減少し、そのことを通じて法人税等のキャッシュの流出がその分だけ少なくなる。したがって、それぞれの表中においては、「①に対する法人税等の減少額」として「キャッシュ」の欄に「イン」として表示している。

それでは、キャッシュフローの平準化について見ていく。それぞれの表中の最下段にある「純キャッシュフロー額」を参照されたい。それによると、保険の活用がない場合（上段）においては、現金預金の流出をともなわない減価償却費が計上されるため、これに対する「法人税等の減少額」分だけが、純キャッシュフロー額として「+」で推移する。しかし、15年目のリニューアルにともなう設備投資によって、純キャッシュフロー額は△323.7百万円と、それまでの年度にはない大幅な減少となっている。

一方、保険の活用がある場合（下段）は、保険料（積立金部分を含む）の支払いによるキャッシュアウトが、減価償却費および支払保険料の合計額に対する法人税等の減少額を上回るため、当初より純キャッシュフロー額は「-（マイナス）」で推移することになる。

たとえば1年目を例にとると、保険積立金18.13百万円と支払保険料6.5百万円の合計額24.63百万円（キャッシュアウト）が、減価償

図表8 建物・建物附属設備に関するキャッシュフローと損益の推移（除却対象部分のみ）

(単位：百万円)

<保険の活用なし>

キャッシュ	損益	仕訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
アウト	-	(建物・建物附属設備) / (現金預金)	(※1)														365.0
-	費用	(減価償却費) / (減価償却累計額)	30.20	26.17	22.71	19.74	17.19	15.01	13.13	11.52	10.14	8.96	7.94	7.07	6.32	5.68	5.13
-	費用	(除却損) / (建物・建物附属設備)															93.11
-		費用等合計額①	30.2	26.2	22.7	19.7	17.2	15.0	13.1	11.5	10.1	9.0	7.9	7.1	6.3	5.7	98.2
イン		①に対する法人税等の減少額	12.7	11.0	9.5	8.3	7.2	6.3	5.5	4.8	4.3	3.8	3.3	3.0	2.7	2.4	41.3
		純キャッシュフロー額	12.7	11.0	9.5	8.3	7.2	6.3	5.5	4.8	4.3	3.8	3.3	3.0	2.7	2.4	△32.7

(単位：百万円)

<保険の活用あり>

キャッシュ	損益	仕訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
アウト	-	(建物・建物附属設備) / (現金預金)	(※1)														365.0
-	費用	(減価償却費) / (減価償却累計額)	30.20	26.17	22.71	19.74	17.19	15.01	13.13	11.52	10.14	8.96	7.94	7.07	6.32	5.68	5.13
-	費用	(除却損) / (建物・建物附属設備)															93.11
アウト	-	(保険積立金) / (現金預金)	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13	18.13
アウト	費用	(支払保険料) / (現金預金)	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50	6.50
イン	-	(現金預金) / (保険積立金)															272.0
イン	収益	(現金預金) / (雑収入)															93.1
-		費用等合計額①(※2)	36.7	32.7	29.2	26.2	23.7	21.5	19.6	18.0	16.6	15.5	14.4	13.6	12.8	12.2	11.6
イン		①に対する法人税等の減少額	15.4	13.7	12.3	11.0	10.0	9.0	8.3	7.6	7.0	6.5	6.1	5.7	5.4	5.1	4.9
		純キャッシュフロー額	△9.2	△10.9	△12.3	△13.6	△14.7	△15.6	△16.4	△17.1	△17.6	△18.1	△18.6	△18.9	△19.2	△19.5	△19.6

※1：竣工時の設備投資額は説明を簡略化するため除外する。

※2：収益（雑収入）については「マイナスの費用等」として認識している。

※3：法人税等の実効税率は42.05%と設定している。

却費30.20百万円と支払保険料6.5百万円との合計額36.7百万円（費用等合計額）に対する法人税等の減少額15.4百万円（キャッシュイン）を

上回ることになるので、結果として純キャッシュフロー額は△9.2百万円となる。

しかし、15年目のリニューアルを迎える時に

は、更新のための投資金額365.0百万円を、修繕積立金としての解約返戻金の全額365.1百万円（保険積立金部分272.0百万円+雑収入部分93.1百万円）で賄うことができるため、純キャッシュフロー額は△19.6百万円と、それまでの推移に比べて特に際立った変動は見られない。つまり、キャッシュフローが平準化されていることがわかる。

換言すると、設備等を更新するための資金が、保険料によって毎期効率的に確保されているといえる。

つまり、償却資産プランの第一のねらいは、その償却資産を利用する期間にわたって、大規模修繕に必要な資金を保険料という形態で毎期着実に積み立てていくことであり、すなわちこれは修繕積立金としての役割を果たしていることになる。

11 保険料は除却損の平準化

次に、それぞれの表の中ほどにある「費用等合計額①ないし①」を参照されたい。

これによると、保険の活用がない場合（上段）は、当初は償却可能限度額の範囲内で減価償却費のみが計上されることになるが、15年目においては旧資産についての除却損が計上されるため、費用等合計額は△98.2百万円と、それまでの年度にはない極端な損失が計上されている。

他方、保険の活用がある場合（下段）は、当初から通常の減価償却費のほかに保険料の費用計上部分がプラスされるため、その分だけ各年度の費用等合計額が、保険の活用がない場合に比べて多めに推移する。しかし、15年目においては、設備等にかかる除却損93.11百万円が解約返戻金の雑収入部分93.1百万円とほぼ相殺するために、費用等合計額は△11.6百万円と、当初からの水準とほぼ同様な金額に抑えられている。

これは、リニューアル時に計上される除却損等の損失が、生命保険契約によって毎期計上さ

れる保険料（損金算入部分）によって、分散計上されていることを意味している。

つまり、償却資産プランの第二のねらいは、その償却資産を利用する期間にわたり、大規模修繕の際に計上される除却損等の損失を、保険料として毎期均等に計上することによって、除却損を平準化させる役割を担うことにある。

12 債却資産プランの企業財務的アプローチ

これらの現象を踏まえ、上記のように建物等の修繕・除却に関する生命保険を活用した場合の効果について、企業財務の視点から考えてみる。

現在の企業会計において、固定資産の「除却損」は、その固定資産について毎年行われるべきであった減価償却費が過去にさかのぼって不足していたもの（過年度損益修正損）と解釈されている。つまり、除却損とは、過去の減価償却費が過少であったことを意味する。また、企業会計のルールに則れば、その建物・設備等に関して発生する除却損は、臨時の損失として除却が行われた年度にのみ負担させることになる（包括主義）。

しかし、仮に生命保険を利用せずに会計的に除却損を平準化させようとすると、償却限度額を超える減価償却費を毎期に計上することになるが、この限度額を超える部分に関しては、法人税法上損金不算入となり、法人税が課されることになる。つまり、有税償却を余儀なくされるわけである。

また、除却にともなうリニューアル設備の更新には莫大な資金が必要となる。完全な修繕計画が立てられたとしても、それを実行するための資金を確保することができなければ、経営戦略上、多大な不利益を被ることになる。

再投資のための資金を留保するという観点からいうと、減価償却費（除却損を含む）は現金預金の流出をともなわない費用であるので、減価償却費の計上それそのものの中に、将来の設

備投資のための資金を年々留保していくという機能（自己金融機能）がある。

しかし、その資金が企業内部にどのような形で留保されるかに関してまでを拘束するものではない。つまり、減価償却の自己金融機能は、留保された資金が現金預金のまま残されることを保証するものではないので、そのための資金が運転資金や他の資産の購入のために利用されていることも想定される。

このように、利用を目的として保有される償却資産に関して、将来の一時点において事前に費用や損失の計上、または多額のキャッシュアウトが見込まれる場合には、これを利用できる期間に応じて、これらの平準化を図ることは企業財務において大変重要な課題である。

償却資産管理システムによって認識される除却損の平準化は、決算報告を通じて毎年度の経営者の責任の所在を明確にするだけでなく、現在および将来の株主や債権者の保護にも資するものであり、また、キャッシュフローの平準化は、リニューアル設備の更新のための資金を計画的に確保することによって、企業の活動を円滑ならしめる効果がある。

つまり、償却資産プランとは、「長期修繕計画に沿った建物・設備等の管理にともなう財務計画である」といえる。

【参考文献】

- 1 主題:資産管理業務支援ERPシステムにおける設計開発手法の構築
副題:—コンピュータを活用したFM支援システムの体系化に関する研究—
著者:大沢幸雄
掲載:日本建築学会 計画系論文集 NO.559
P.241 2002年9月
- 2 主題:建築物ライフサイクルにおける償却資産管理手法の構築
副題:—コンピュータを活用したFM支援システムの体系化に関する研究—
著者:大沢幸雄
掲載: 日本建築学会 計画系論文集 NO.574
P.153 2003年12月
- 3 主題:減損会計における長期修繕計画立案手法
著者:大沢幸雄
掲載: 日本建築学会建築生産シンポジウム 第20回 P.91-98 2004年7月
- 4 主題:内訳書をベースにした固定資産計上と長期修繕計画の手法
著者:大沢幸雄
掲載: 日本建築学会 技術報告集 第21号
P.337 2005年6月